

# 令和6年能登半島地震動物対策本部設置要綱

(名称)

第1条 この本部の名称は、令和6年能登半島地震動物対策本部（以下「対策本部」という。）とする。

(目的)

第2条 対策本部は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、被災地域における被災動物対策事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、「被災地域」とは、原則として災害救助法の適用地域とする。ただし、被災地域に隣接する地域で、被災地域と同様の被害を受けていると認められる場合にあっては、被災地域と見なす。

2 本要綱において、被災動物とは、犬、猫等の家庭動物で、被災地域内に放置され、または避難住民に同行している動物をいう。

(活動)

第4条 対策本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当
- (2) 被災動物の保護及び管理（避難所における適正飼養指導を含む。）
- (3) 被災動物に関する情報提供
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務
- (5) その他、対策本部が定めた事業

(活動期間)

第5条 活動は、令和6年1月8日から実施するものとし、終期については、第4条に規定する活動毎に別途本部長が定める。

2 前項の規定に基づき、前条の活動全てが終了した場合、本部活動の終息として、対策本部を解散する。

(基金)

第6条 対策本部は、第4条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下「救済基金」という。）を、第5条第1項で定める期間運営する。

- 2 救済基金は、寄附金等によるものとする。
- 3 救済基金を超えて、活動を行わなければならない等の特別な経費が生じるような場合は、対策本部が関係機関と協議の上、その取扱いを決める。
- 4 対策本部解散後、残余の救済基金及び物資等については、対策本部が関係機関と協議の上、その取扱いを決める。

(構成)

第7条 対策本部は、公益社団法人石川県獣医師会（以下、「石川県獣医師会」という。）及び石川県をもって構成する。なお、本部長が必要と認めた場合は、動物愛護団体その他の団体を構成員とすることができる。

- 2 対策本部の事務局は、石川県獣医師会に置く。
- 3 対策本部の構成、活動内容及び関係機関等との関係は、別図のとおりとする。

(役員)

第8条 対策本部に次の役員を置く。

(1) 本部長 1名

(2) 副本部長 2名

2 本部長は、石川県獣医師会会長とする。

3 副本部長は、対策本部構成員の会員の中から選任する。

4 役員の任期は、全ての対策事業が終了し、本部解散までとする。

5 役員が転勤等で本部構成員の会員等でなくなった場合は、その職を引き継いだ者が前任者の任期満了までその職務を引き継ぐ。

(役員の職務)

第9条 本部長は、対策本部を代表し、対策本部の事業を総理し、対策本部会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(監事)

第10条 対策本部に監事2名を置き、対策本部の会計を監理する。

2 監事は、対策本部会議において選任する。

(対策本部会議の招集等)

第11条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、対策本部会議を招集することができる。

2 対策本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

3 本部長は、必要があると認める場合は、環境省、関係省庁及び他府県行政機関（以下「行政機関」という。）並びにその他の者の出席を求めることができる。

(関係機関との連携)

第12条 対策本部は、その活動を円滑に実施するため、関係機関等と連携する。

(対策事業内容の公表)

第13条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や対策本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月8日から施行する。

2 この要綱の改廃は、対策本部会議での協議により行うものとする。